

奈良県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、御所市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十六年三月十四日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
葛城文化センター	御所市大字栗阪一七七番地